

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

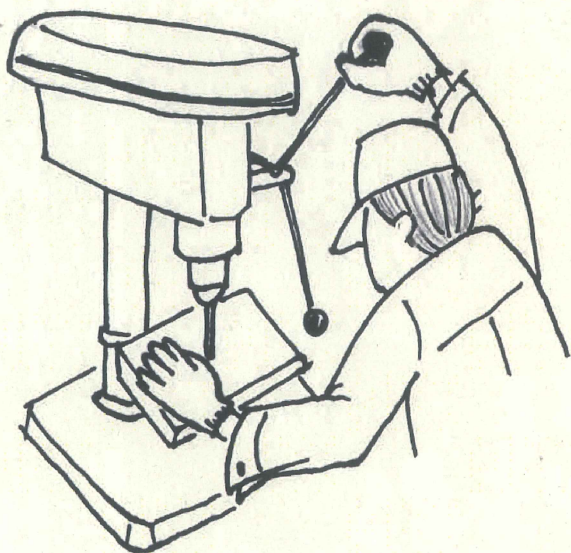
災害発生情報 No.107

2019. 3

(一社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	製造業	経験	1年	年齢	20代	男女	男性
発生月	8月	発生時刻		15時40分			
発生状況	ボール盤の刃を回転させたまま、切粉を手で取り除いていたところ、手袋がボール盤の刃に巻き込まれたもの。						
負傷の程度/部位	右手小指挫創			休業見込	3週間		



～再発防止のために～

刃物が回転する工作機械については、刃物の端部等に手袋が引っかかり巻き込まれる危険が高いことから、労働安全衛生法ではボール盤を使用する際は手袋を着用させてはならないと定められています。

再発防止のために、手袋を着用しての作業を禁止する、切粉を除去するときは機械の運転を停止し、ブラシ等の用具を使用する、等の対策が求められますが、安全な作業手順を順守させるため、定期的な安全衛生教育の実施とともに日々の作業状況の確認も重要です。昨年はボール盤に上着の袖口が巻き込まれる災害も発生していますが、ボール盤使用時にかかわらず、機械を安全に取扱うために、作業服は袖口、裾の閉じているものを着用する、安全靴、安全帽及び保護眼鏡を着用する等の適した服装を心がけてください。

◆日々ご安全◆

新年度を控え、事業場におかれましては2019年度の安全衛生管理年間計画を検討しているところであると思いますが、筑西労働基準監督署管内の2018年における労働災害発生状況（2月速報値）の分析結果を参考に、次の傾向を踏まえ、実効ある計画を作成することをお勧めいたします。

- ① 全業種で18%の増加となっており、製造業で42%増（金属製品製造業83%増、窯業土石製品製造業78%増及び金属製品製造業で33%増）、社会福祉施設で56%増となっている状況。
- ② 事故の型別では、製造業の3割が稼働中の機械設備を起因とする挟まれ巻き込まれ災害であり、道路貨物運送業においては半数がトラック荷台からの墜落・転落災害となっている。なお、全業種で発生している転倒災害の7割以上が50歳以上の労働者で発生している状況。
- ③ 事業場規模別では、10～49人の事業場で半数を占め、製造業では同規模の事業場で半数（金属製品製造業では7割）、道路貨物運送業では同規模の事業場が6割を占めている状況。

※2019年4月から、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数うち年5日については、使用者が時季を指定し取得させることが必要となります。